

二 認知症対応型通所介護

1 (略)

2 人員及び設備に関する基準

(1) 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

①・② (略)

③ 従業者の員数（基準第四十二条）

イ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

(イ) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護が同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

(ロ) 午前と午後とで別の利用者に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合

スの実施方法について十分な説明を行わなければならないこと。
また、随時訪問サービスを他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせる場合については、その旨について十分な説明を行わなければならないこと。

③ 準用される基準第三条の十三については、第三の一の４の(6)において、「利用者の在宅生活の継続のための総合的な支援を、日々の定期巡回サービス等の実施により継続的に把握される利用者の心身の状況に応じて柔軟に行うサービスであることから、その他の介護保険サービスの利用を含めた利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護の随時訪問サービスは、利用者からの通報により随時に提供されるサービスであることから、給付管理を行う」と読み替えること。

三 認知症対応型通所介護

1 (略)

2 人員及び設備に関する基準

(1) 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

①・② (略)

③ 従業者の員数（基準第四十二条）

イ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

(イ) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護が同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

(ロ) 午前と午後とで別の利用者に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合

また、利用者ごとに策定した認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容の認知症対応型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して認知症対応型通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない

ロ 六時間以上八時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。

ハ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、一日のうちの午前の提供時間帯に利用者十人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者十人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合であって、それぞれの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の定員が十人である場合には、当該事業所の利用定員は十人、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれ一人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

ニ 同一事業所で複数の単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである。（基準第四十二条第四項）

ホ 生活相談員（基準第四十二条第一項第一号）

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第五条第二項に定める生活相談員に準ずるものである。

提供時間帯を通じて専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる生活相談員を確保するとは、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに提供時間帯に当該従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する生活相談員の場合、その員数は一人となるが、提供時間帯の二分の一ずつの時間専従する場合は、その員数としては二人が必要となる。）。

場合は、別単位となることに留意すること。

ロ 七時間以上九時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。

ハ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、一日のうちの午前の提供時間帯に利用者十人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者十人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合であって、それぞれの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の定員が十人である場合には、当該事業所の利用定員は十人、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれにおいて利用者十人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

ニ 同一事業所で複数の単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同時に行う場合であって、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。（基準第四十二条第六項）

ホ 生活相談員（基準第四十二条第一項第一号）

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第五条第二項に定める生活相談員に準ずるものである。

基準第四十二条第一項第一号に定める「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数」（以下「提供時間帯の時間数」という。）とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）とする。

例えば、一単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を六時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数（以下「勤務延時間数」という。）を、提供時

へ 看護職員又は介護職員（基準第四十二条第一項第二号）

看護職員又は介護職員については、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに二人以上配置する必要があるが、必ずしも看護職員を配置しなければならないものではない。

また、提供時間帯を通じて専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員を一人以上配置する必要がある。

なお、他の一人以上の看護職員又は介護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員又は介護職員は提供時間帯を通じて単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

間帯の時間数である六時間で除して得た数が一以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず六時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、午前九時から正午、午後一時から午後六時の二単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前九時から午後六時（正午から午後一時までを除く。）となり、提供時間帯の時間数は八時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず八時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

へ 看護職員又は介護職員（基準第四十二条第一項第二号）

看護職員又は介護職員については、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに二人以上配置する必要があるが必ずしも看護職員を配置しなければならないものではない。

基準第四十二条第一項第二号に定める「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数」とは、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。

なお、同号に定める「専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員又は介護職員は提供時間帯を通じて単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

さらに、同条第二項において単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに看護職員又は介護職員を常時一人以上確保することとされているが、これについては、看護職員又は介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、当該単独型・併設型認知症対応型通所生活介護の単位ごとに確保すべき看護職員又は介護職員の勤務延時間数が提供時間帯の時間数に満たない場合であっても、常時一人以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。

一方、同条第三項において看護職員又は介護職員は、利用

ト 機能訓練指導員（基準第四十二条第一項第三号）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

④ 管理者（基準第四十三条）

イ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ・ 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者としての職務に従事する場合
- ・ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

者の処遇に支障がない場合は他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができる」とされていることから、例えば複数の単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに看護職員又は介護職員が常に一人以上確保される要件を満たす限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

ト 機能訓練指導員（基準第四十二条第一項第三号）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

④ 管理者（基準第四十三条）

イ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ・ 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者としての職務に従事する場合
- ・ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

ロ 管理者は、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、別に通知するところによる研修を修了しているものとする。

⑤ （略）

(2) 共用型指定認知症対応型通所介護

① 共用型指定認知症対応型通所介護とは、指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護をいう。（基準第四十五条）

② 従業者の員数（基準第四十五条）

共用型指定認知症対応型通所介護従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、基準第九十条、第百十条若しくは第百三十一条又は予防基準第七十条の規定を満たすために必要な従業者を確保する必要があること。

この場合の利用者数の計算に当たっては、三時間以上四時間未満の報酬を算定している利用者（二時間以上三時間未満の報

ロ 管理者は、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号。以下「百十三号告示」という。）第二号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成二十四年三月十六日老高発第〇三一六第二号、老振発第〇三一六第二号、老老発〇三一六第六号通知。以下「地域密着研修通知」という。）1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。

⑤ （略）

(2) 共用型指定認知症対応型通所介護

① 共用型指定認知症対応型通所介護とは、指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護をいう。（基準第四十五条）

② 従業者の員数（基準第四十五条）

共用型指定認知症対応型通所介護従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、基準第九十条、第百十条若しくは第百三十一条又は予防基準第七十条の規定を満たすために必要な従業者を確保する必要があること。

この場合の利用者数の計算に当たっては、三時間以上五時間未満の報酬を算定している利用者（二時間以上三時間未満の報

酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、四時間以上六時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に四分の三を乗じて得た数とし、六時間以上八時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に一を乗じて得た数として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算定することとする。新たに事業を開始等した場合にあっては、利用者数の計算については、第二の2の(5)の②のとおりとする。

③ 利用定員等（第四十六条）

共用型指定認知症対応型通所介護事業所における利用定員の一日当たり三人以下とは、一日の同一時間帯に三人を超えて利用者を受け入れることができないということである。したがって、半日しか利用しない者がいる場合は、一日の利用延べ人数は三人を超えることもある。

なお、利用定員は、事業所ごとのものであることから、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の共同生活住居数やユニット数にはかかわらない。複数の共同生活住居等がある場合については、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者及び認知症対応型共同生活介護等の入居者等の両方に対して介護を行うのに十分な広さを確保できるのであれば、どの共同生活住居等で受け入れてもかまわない。

④ 管理者（第四十七条）

イ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

ロ 管理者は、その資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、別に通知するところによる研修を修了しているものとする。

酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、五時間以上七時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に四分の三を乗じて得た数とし、七時間以上九時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に一を乗じて得た数として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算定することとする。新たに事業を開始等した場合にあっては、利用者数の計算については、第二の2の(5)の②のとおりとする。

③ 利用定員等（第四十六条）

共用型指定認知症対応型通所介護事業所における利用定員の一日当たり三人以下とは、一日の同一時間帯に三人を超えて利用者を受け入れることができないということである。したがって、半日しか利用しない者がいる場合は、一日の利用延べ人数は三人を超えることもある。

なお、利用定員は、事業所ごとのものであることから、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の共同生活住居数やユニット数にはかかわらない。複数の共同生活住居等がある場合については、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者及び認知症対応型共同生活介護等の入居者等の両方に対して介護を行うのに十分な広さを確保できるのであれば、どの共同生活住居等で受け入れてもかまわない。

④ 管理者（第四十七条）

イ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

ロ 管理者は、その資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、百十三告示等第二号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は、具体的には地域密着研修通知1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものであ

3 運営に関する基準

(1) 利用料の受領

① 基準第四十九条第一項、第二項及び第五項は、指定夜間対応型訪問介護に係る第二十一条第一項、第二項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の11の①、②及び④を参照されたい。

② (略)

(2) (略)

(3) 認知症対応型通所介護計画の作成

① (略)

② 認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、第三の四の2の(2)の⑤に規定する研修（認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者が修了すべき研修）を修了していることが望ましい。

③～⑥ (略)

(4) (略)

(5) 運営規定

基準第五十四条は、指定認知症対応型通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保するため、同条第一号から第十号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定認知症対応型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 営業日及び営業時間（第三号）

指定認知症対応型通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。

なお、六時間以上八時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、基準第四十二条にいう提供時間帯とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。

例えば、提供時間帯（八時間）の前に連続して一時間、後に連続して一時間、合計二時間の延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、当該指定認知症対応型通所介護事業所の営業時間は十時間であるが、運営規程には、提供時間帯八時間、延長サービスを行う時間二時間とそれぞれ記載

る。

3 運営に関する基準

(1) 利用料の受領

① 基準第四十九条第一項、第二項及び第五項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第三条の十九条第一項、第二項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の12の①、②及び④を参照されたい。

② (略)

(2) (略)

(3) 認知症対応型通所介護計画の作成

① (略)

② 認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、第三の五の2の(1)の②のホに規定する研修（認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者が修了すべき研修）を修了していることが望ましい。

③～⑥ (略)

(4) (略)

(5) 運営規定

基準第五十四条は、指定認知症対応型通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保するため、同条第一号から第十号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定認知症対応型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 営業日及び営業時間（第三号）

指定認知症対応型通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。

なお、七時間以上九時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、基準第四十二条にいう提供時間帯とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。

例えば、提供時間帯（八時間）の前に連続して一時間、後に連続して一時間、合計二時間の延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、当該指定認知症対応型通所介護事業所の営業時間は十時間であるが、運営規程には、提供時間帯八時間、延長サービスを行う時間二時間とそれぞれ記載

するものとする。

②・③ (略)

④ 通常の事業の実施地域

基準第五十四条第六号は、指定夜間対応型訪問介護に係る第三十条第五号の規定と同趣旨であるため、第三の一の四の⑬の③を参照されたい。

⑤・⑥ (略)

(6)～(9) (略)

(10) 準用

基準第六十一条の規定により、基準第九条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條及び第三十三條から第三十九條までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の四の(1)から(8)まで、(10)、(12)、(15)、(16)及び(21)から(25)までを参照されたい。

三 小規模多機能型居宅介護

1 基本方針 (基準第六十二条)

(1)～(2) (略)

(3) 既存の指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護事業所となる場合に、これまで指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を利用していた他市町村の被保険者が小規模多機能型居宅介護を利用し続けることができるようにするためには、他市町村からも小規模多機能型居宅介護事業所の指定を受ける必要があるが、従来からの利用者のために継続的なサービス利用を確保する観点から、従来の利用者からの希望に基づき、当該他市町村から指定の同意の申し出があった場合には、原則として、事業所所在の市町村は、他市町村の従来からの利用者の利用について、法第七十八条の二第四項第四号に係る同意を行うこととし、当該同意に基づき他市町村は指定を行うことが求められる。なお、他市町村が指定を行う際には、既に事業所所在の市町村において事業所が遵守すべき基準の適合性について審査していることから、地域密着型サービス運営委員会において、事前に「他市町村に所在する事業所の指定に限り、運営委員会を開催することなく指定することができる」と

するものとする。

②・③ (略)

④ 通常の事業の実施地域

基準第五十四条第六号は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第三条の二十九第五号の規定と同趣旨であるため、第三の一の四の⑳の④を参照されたい。

⑤・⑥ (略)

(6)～(9) (略)

(10) 準用

基準第六十一条の規定により、基準第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九及び第十二条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の四の(1)、(2)から(9)まで、(11)、(13)、(17)、(23)から(25)まで、(27)及び(28)並びに第三の二の四の(3)を参照されたい。

四 小規模多機能型居宅介護

1 基本方針 (基準第六十二条)

(1)～(2) (略)

(3) 既存の指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護事業所となる場合に、これまで指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を利用していた他市町村の被保険者が小規模多機能型居宅介護を利用し続けることができるようにするためには、他市町村からも小規模多機能型居宅介護事業所の指定を受ける必要があるが、従来からの利用者のために継続的なサービス利用を確保する観点から、従来の利用者からの希望に基づき、当該他市町村から指定の同意の申し出があった場合には、原則として、事業所所在の市町村は、他市町村の従来からの利用者の利用について、法第七十八条の二第四項第四号に係る同意を行うこととし、当該同意に基づき他市町村は指定を行うこと又は同条第九項に係る同意をあらかじめ行うことが求められる。なお、他市町村が指定を行う際には、既に事業所所在の市町村において事業所が遵守すべき基準の適合性について審査していることから、地域密着型サービス運営委員会において、事前に「他市町村に所在する事業所の指定に限り、運営委員